

S29.4.26

昭和28(ク)55

実際の判決書（決定書）	ウェブサイト	頁	行
抗告人の主張 <u>か</u>	抗告人の主張 <u>が</u>	2	2
一国の法制は <u>、</u>	一国の法制は	3	9
本件においては <u>、</u>	本件においては	3	12
この理由により	その理由により	4	9
受ける道はなく	受け <u>ろ</u> 道はなく	5	4